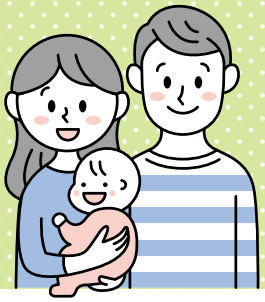
令和８年10月から

国民年金保険料の育児免除制度が始まりました！



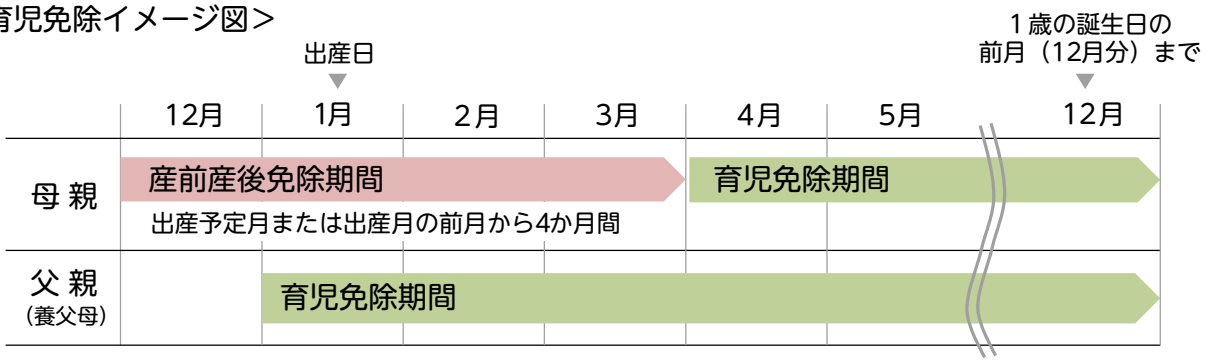
実子、養子を育てている方は育児のための免除制度を利用できます。

◆お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで月額17,920円(令和８年度)の保険料が免除されます。(所得要件はありません)

◆対象期間は、お子さま（実子・養子）が１歳になる誕生日の前月までです。

◆将来の年金額は、納付した場合と同じように反映されます。

＜育児免除イメージ図＞



対　　象：令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象(所得要件はありません)

申請方法：福祉課国民年金窓口、総合窓口、年金事務所での申請または郵送申請ができます。マイナポータルから電子申請も可能です。

必要書類：身分証（例：運転免許証、個人番号カード等）

日本年金機構特設ページ

マイナポータル（電子申請）

お問い合わせ　福祉課　☎985-7124

地域の応援者！認知症サポーター★



9月16日に久米島町役場にて「認知症サポーター養成講座」を開催し、9名の方が受講されました。

受講のきっかけは、「親が高齢になり、認知症について知っておきたかった」「仕事で必要だと感じた」「昨年も受講したが復習したかった」など、さまざまです。その中で、認知症や接し方について学び、「見守りや声かけなら、すぐにできそう」「具体的な声のかけ方が分かった」といった感想が聞かれました。

認知症は、誰にでも起こる可能性があります。まずは認知症について「知ること」から。一人ひとりの理解が、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりにつながります。

認知症サポーター養成講座の開講依頼は随時受け付けています。地域や職場、友人同士など、お気軽に地域包括支援センターまでご相談ください。

お問い合わせ　福祉課　地域包括支援センター（担当：並木）　☎985-7124